**アイルランド　税関規定**

**家財道具**

家財道具は、所有者により６ヶ月以上使用されており、販売目的でないという条件ならば無税で輸入できます。輸入者は、ヨーロッパ連合国以外の国に引っ越し時から最低１２ヶ月滞在していなくてはなりません。

**必要書類：**

 ▪ **C&E1076 (Rev.1)**と**TOR１**(税関用紙)

 ▪ パッキングリスト

 ▪ 海外での滞在、家財道具所有権、住居移転を証明する以下の書類(1076と一緒に提出する）：

 ▪ 1. 領収書、請求書など

 ▪ 2. 賃貸契約所、住宅購入証明書、雇用契約書、公共料金請求書など

 ▪ 3. 滞在していた国での賃貸契約解約書、アイルランドでの住宅購入書 、雇用者からの手紙など

 ▪ 金製品や銀品を輸入するには、**CU56**又は、**C&E136**(税関用紙)にて自己申告する必要があります。

**自動車**

**必要書類：**

 ▪ 1076（税関用紙）と住居移転を証明する書類

 ▪ VRT4- VRT5 (バイク用の税関用紙)

 ▪ 自動車登録書類、車両保険証、自動車購入証明書、領収書など

 ▪ メンテナンスに関する書類や、自動車の用途を証明する書類を請求される可能性もあります。

 ▪ キャンピングカー（トレーラーを含む）、レジャー用ボート、プライベート飛行機などのモーター自動車を輸入する場合、所有期間は６ヶ月以上でなくてはなりません。

 ▪ 住居移転目的で輸入される自動車でない場合、売上税と自動車登録税を支払わなくてはなりません。これを税関にて支払うために、現地の業者に以下の情報を提供してください：

1. 氏名

2. 車種

3. モデル

4. 製造年

5. 型式

6. エンジン排気量

7. プロトコル / ディーゼル

8. 所有期間とインボイス価格